

平成25年第7回教育委員会会議録

日時：平成25年3月28日（木）

午後5時30分開会

場所：大会議室A

出席委員

委員長	中 湖 喬
職務代理者	石 井 雅 子
委員	坪 井 守
委員	松 本 昭 彦
教育長	中 野 和 代

出席者

教育次長	中 村 光 一
学校教育・人権教育担当理事	岡 野 俊
教育総務担当参事（兼）	
教育総務課長（兼）香良洲事務所長	市 川 昭 子
保健・給食担当参事	
（兼）中央学校給食センター所長	永 井 嘉 久
生涯学習・津城跡整備活用推進	
担当参事（兼）生涯学習課長	市 川 雅 章
津図書館担当参事（兼）津図書館長	
（兼）津図書館図書事務長	新 堂 雅 行
学校教育課長	長 井 一 哉
学校教育課保健・給食担当副参事	丸 山 美由紀
教育研究支援課長（兼）教育研究所長	荻 原 くるみ
人権教育課長	伊 藤 浩 司
生涯学習課青少年担当副参事	
（兼）青少年センター所長	槌 谷 英 史
安濃事務所長（兼）河芸事務所長・	
芸濃事務所長・美里事務所長	竹 村 健
白山事務所長（兼）一志事務所長・	
美杉事務所長	滝 加寿代

中湖委員長 それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。第12号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、第13号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、第14号 就学等に関する規則の一部の改正について、第15号 津市立幼稚園則の一部の改正について、第16号 平成25年度津市学校教育推進計画について、第17号 津市教育振興ビジョンについて、第18号 津市生涯学習振興計画について、第19号 第二次子ども読書活動推進計画について、第20号 「岩田橋銅製擬宝珠」の津市指定文化財の指定について、9件の議案について、御審議をお願いします。詳しい内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、宜しくお願いします。

中湖委員長 それでは、本日の議案は、議案第12号から議案第20号までの議案9件です。

それでは、議事に入ります。議案第12号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務担当参事

教育総務担当参事 議案第12号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、説明させていただきます。この改正は、津市行財政改革大綱及び津市行財政改革中期実施計画に基づき行財政改革の推進を図る中、教育行政に係る企画及び調整並びに教育委員会の所掌に係る予算の調整等の業務の円滑かつ効率的な運営と市民等に分かりやすい名称とするため、津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正を行うものです。5ページの津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する教育委員会規則新旧対照表をご覧ください。改正する内容を簡単に申し上げますと、2点ございます。1点目として、教育総務課内に、現在「管理担当」「教育政策担当」「経理担当」「施設担当」の4つの担当がございます。「管理担当」と「教育政策担当」の2つの担当を「企画管理担当」として統合し、先ほど申し上げましたが、教育行政に係る企画及び調整並びに教育委員会の所掌に係る予算の調整等の業務の円滑かつ効率的な運営を図るもので、教育総務課内を3つの担当に改めるものです。2点目として、教育委員会事務局久居、河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山、美杉の各「事務所」について、市民等により分かりやすい名称とするため、それぞれ同事務局久居「教育事務所」等に名称を改めるとともに、「久居事務所学校教育担当」及び「人権教育担当」を「久居教育事務所学校教育・人権教育担当」として統合するものでございます。また、施行につきましては、平成25年4月1日か

らです。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

坪井委員

坪井委員 改正の理由は分るんですけども、要するに、企画とか予算の調整を効率的に行うことと市民に分りやすい名称ということだと思いますが、このもう少し、例えば教育総務課が、管理と教育政策を合体して企画管理とした意図というのをこの改正理由にもあるかと思うんですけども、もう少し砕いて言ってもらえるものがあるとそれこそ市民にも、私も何となく分るんですが、ほわっと聞いているとそうかなと。例えば今までだと「事務所」だったのが「教育」をつけたのはもうちょっと説明が詳しくまでは言わなくても、してもらえないのか。

教育総務担当参事 市民にとっては他にも事務所がある中で「教育」という名称をつけることにより分かりやすくなるとは思われます。もう一点先程お尋ねの点については、すぐにお答えできないので、検討してまいります。

坪井委員 無理にということではなくて、「教育」ということばを入れることによって、少し各事務所においても教育の所管のところの一体的に受け入れますよというメッセージかなとは思いますが、それから、「企画管理」というのを、一体化したことで確かにもう少し大きい視野で施策を打っていききたいとか、それから調整がうまくできるように、あんまり細かい部署をつくるよりとか思うんですけども、やっぱり先程言いましたように、「市民にも」というのをもうちょっと意識した改正理由なんかももうちょっと用意していただきたいと思うし、ことばが難しすぎて行政用語の中でばかりやっているような感じがしますので、もう少し本当にこれから市民の方にも説明できるような分かりやすい理由が用意していただけたらなという要望です。以上です。

中湖委員長 他に御質問ございませんでしょうか。

石井委員

石井委員 今の意見に沿うかもしれないんですけども、事務所になってからなかなか住民の方が、事務所に来て何かをいうということがなかったと思うんですけども、この名称の変更によって、地域の方々がここへ何か要望等挙げ

ることができるのでしょうか。

教育次長 これまでもご相談等あれば訪問していただいて結構といたしますか、地域の教育の拠点でございますので、当然相談していただく機能はございます。ただ、人事上職員配置が手薄であったりとかいう課題は確かにございます。このたびは、名称の変更だけですが、今後は教育委員会でまた御議論いただかないといけないと思いますが、はたして各事務所が、各合併前の地域で1人2人の職員配置で、機能するののかというようなこともございますので、例えばですが、拠点のところに集約して、これはあくまで例えばの話ですが、北と南と美杉みたいな形で拠点の教育事務所を設置し、そこに集中して、職員を配置して、そのエリア全体をみるというような形で、より充実した体制を組んだ方が効率的で充実した教育行政ができるのではないかと考えてございますので、そのあたりも併せて今後協議検討していきたいと考えております。

中湖委員長 よろしいですか。

石井委員 はい。

中湖委員長 他に御質問等ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第12号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、第13号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、事務局より説明をお願いします。

教育総務担当参事

教育総務担当参事 議案第13号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について説明させていただきます。この改正は、先ほど議案第12号の津市教育委員会事務局の組織に係る名称の変更等に伴い、所要の改正を行うものでございます。3ページの津市教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則新旧対照表をご覧ください。改正する内容を簡単に申し上げます。「教育総務課管理担当」を「教育総務課企画管理担当」に、それぞれの「事務所」を「教育事務所」に、また久居事務所の「学校教育担当」は、「学校教育・人権教育担当」

に改めるものです。また、施行につきましては、平成25年4月1日からです。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等ございませんか。

各委員 異議なし

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第13号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、第14号 就学等に関する規則の一部の改正について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第14号 就学等に関する規則の一部の改正について説明させていただきます。今回の改正は、教職員一人一台パソコンの活用と校務の効率化に向けて、公簿の一部の電子入力化を開始することから、出席簿の様式を改正するものです。恐れ入りますが、お手元の議案の4ページを御覧ください。「第6号様式の1、第7条関係、小学校」の部分をご覧ください。右側が現行の様式です。4月から、パソコン入力による作成に替えるため、様式欄外の記号をよりわかりやすく変更いたします。「第6号様式の1、第7条関係、小学校」の図の下に大変小さい字でありますが、病欠は×印、事故欠は左下がりの斜線とそのような記号があります。そういうものをパソコンの中で例えば、病休は、漢字一文字で病、事故欠は漢字一文字で事、と左側の改正後の表の中で表すということでその表示を省くという変更です。出席簿については、別に記入の手引きを作成配付していることから、この規則改正をもって、これらの欄外の記入例を様式から削除することとします。5ページの「第13号様式、第17条関係、幼稚園」につきましても同様の改正となります。次に、4ページに戻ります。「第6号様式の2、第7条関係、中学校」の出席簿は、これまで時間ごとに出席をとる様式でしたが、生徒の出席管理は一日単位としていることから、今回の改正で小学校、幼稚園と同じ様式に変更するものです。この規則改正の施行日は、平成25年4月1日とします。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等ございませ

んか。

各委員 異議なし

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第14号 就学等に関する規則の一部の改正について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、第15号 津市立幼稚園則の一部の改正について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第15号 津市立幼稚園則の一部の改正について説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。津市立幼稚園則の一部を次のように改正させていただきます。学級数の変更が主な変更となっています。次の2ページを御覧ください。新旧対照表がございますが、改正前後を見比べていただきますと、学級数に変更がございます。(11)

楡形幼稚園は休園ですので、学級数が抜

いてあります。片田幼稚園も同様でございます。波瀬幼稚園も休園です。それから、園児数の関係で、それぞれ栗葉幼稚園、榊原幼稚園、棕本幼稚園、明幼稚園、安西・雲林院幼稚園、川合幼稚園、以上の園が学級数の変更ということで幼稚園則の一部を改正させていただきたいと思っております。それから、資料の最後ですが、平成25年度の幼稚園の入園予定者数や在園予定者数が表してあります。これに基づいて一部改正をお願いしたいと思っておりますので、宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第15号 津市立幼稚園則の一部の改正について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、第16号 平成25年度津市学校教育推進計画について、事務局より説明をお願いします。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 議案第16号 平成25年度津市学校教育推進計画について説明させていただきます。資料1ページについては教育振興ビジョンの基本目標が掲げられておりますので、こちらについては本年度も同様の部分でございます。2ページを御覧ください。平成25年度につきましては、小中一貫教育の推進を進めていきますので、後ほど触れさせていただきますが、この小中一貫教育を進めるために2ページの下にございますこれまでから取り組んできました地域連携、地域とともにある学校づくり、それから、これまで取り組んできました小中連携、幼小連携の取組成果をもとに中学校区でめざす子ども像をしっかりと話し合いをした上で、具体的に中学校区でめざす子ども像をしっかりと話をしまして、具体的にどういった切り口で、どういった方策で取組を進めるのか話し合っていたとという形で、取り組んでまいります。こういったこの絵図を基に4月早々中学校区の代表を集めて真ん中にあります津市小中一貫教育推進委員会を立ち上げまして小中一貫教育について、津市の小中一貫教育をどうしていくかを話し合いを進めていきたいと思っております。続いて3ページの、津市学校教育推進計画、津市教育振興ビジョン（後期基本計画）との関係を示した表を御覧ください。25年度の方針について、ここで主な変更部分を説明させていただきたいと思っております。重点目標として、右側にずっと14点並んでおりますけれども、かなり25年度につきましては、変更がございます。変わっていないのは、重点3、重点8、重点11、12、13。それ以外の部分が大きく変わりました。特に、重点1 津市小中一貫教育推進体制の確立ということで、この部分をまず、津市全体で取り組んでいきたいと考えております。先程も申しましたように、津市小中一貫教育推進委員会を立ち上げまして、津市全体のめざす姿を共通理解した上で、20中学校区の実態や取組内容等を情報交換し、アドバイスしていただく方にもご助言いただいて、進めていこうと考えています。また、重点2につきましては、中学校区ごとに既存の組織を活用しながら、中学校区単位の小中一貫教育推進体制をつくって、そこでの方針を考えてそれについて、津市教育委員会としては支援をして参ります。具体的には、指導主事、人権教育主事が入ってタイムリーな支援ができるように努めていきたいと思っております。それから、重点3、4につきましては大きく変わってはいませんが、中学校区単位での地域ぐるみの教育の推進ということで、評価についても中学校区単位でできるようなことを考えていきたいと考えています。続いて重点5ですが、子どもたちの自ら学ぼうとする力を引き出すような指導の在り方についてもこちらで推進してまいりまして、指導主事も学校にしっかりと入って、指導力の向上に努めたいと思っております。それから、重点6については、5歳児カリキュラムとって合併前に作ったカリキュラムをもとに津市就学前教育カリキュラムということで、

少しリニューアルしたものをもとに津市の就学前教育を充実していきたいと考えています。それから重点7につきましても、25年度はネットワーク作りを中心にして、地域全体で子ども達の人権意識を育てる取組をしていきたいと考えております。重点8につきましても、引き続き特別支援教育についての研修や支援を様々な形で行うとともに、平成24年度から始まりましたスプラウトトレーニングを実施しまして教職員の中に、特別支援教育に関わる専門家を育てていきたいと考えています。それから重点9につきましても、学校とともにいじめを許さない仲間づくりを実施していきたいと考えております。それから、重点10につきましても、やはり研修、指導力の向上をめざし、今日的教育課題に応じた研修を充実していきたいと考えております。それから最後の14が加わっておりますが、これにつきましても健康福祉部と一緒にやって幼保一体化に向けた、まずニーズ調査、それから子ども子育て会議を立ち上げまして、その中で津市の子ども子育ての計画をつくってまいりたいと考えています。主な変更点だけ説明させていただきました。具体的な部分につきましては、目標1から目標5までに、それぞれの取組を、学校、園の取組、そして教育委員会が実施する取組というふうな形で整理させていただいて書かせていただいております。また、最後には、教育委員会が実施する施策、事業を体系化させて25年度版にリニューアルさせていただきました。説明は以上です。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございました。説明は以上ですが御質問等ございませんか。

坪井委員

坪井委員 2ページですが、平成25年度は津市教育委員会は小中一貫教育をやるんだというのは、この表からもメッセージとしてはすごく伝わるのでいいとは思いますが。ただ小中一貫教育という3ページのところで目標1が小中一貫した継続的な教育の推進が目標となっておりますが、小中一貫教育を推進することが目的にならないように気を付けてもらいたいと思います。学力向上学校生活への適応ということが2大目標なんですよね。本来の目的は、学力の向上と学校生活への適応のためにやるんだという整理のされ方が必要だと思います。目標3のところ、教育活動の推進で1番、確かな学力の向上ということで、ここでも学力向上が挙げられていて、その小中一貫教育の学力とどう整合性をとってやるのかというのが、少し分りにくい。だから、大きくは、学力向上、それから、学校生活へ適応するためにひとつの手段として、小中一貫教育をやりますよとか、それから指導力向上のためとか、そんな感じだと思います。

すが、何となく違和感というか、整合性が感じられないということを感じました。それからの、この2の表のところに、小中一貫教育の左の方に、家庭学習の習慣化、多分これがとても大事ではないかということで今までない記述だと思うのですが、それを見ながら5ページの(4)家庭や地域の教育力の向上、ということでここで家庭学習が書いてあるのですが、家庭学習は学力向上に対して大事だと言いながら、非常に書くスペースや書きっぷりが何となく貧弱といった言い方は失礼かもしれませんが、本当に家庭学習が必要ならもっとページを割いての記述があってもいいかと思いました。それから、もう一度戻って4ページですが、小中一貫した継続的な教育の推進ということで、教育委員会事務局の取組の項では、小中一貫教育推進体制の確立、平成25年度の重点、「推進委員会を設置します」だけで、この一番大事に出発しなければならない時に、推進委員会を設置しますだけではないと思います。あまりにも書いてある学校を後押しする手立てが、教育委員会として本当にこれで十分なのかとすごく不安に思いました。だからほかにもし手立てがあるのでしたら示してもらいたいと思います。それから、推進委員会のメンバーがどんな人を、事務局としては想定してみえるのか。この始まりのきっかけというのはすごく大事だと思います。教育委員会で一番大事なものは、人ともものと金とよく言われますが、今、財政的に大変厳しいと思うのですが、学校がする役割と、教育委員会がする役割というのはどういうことなのかを教えてくださいたいと思います。

教育研究支援課長 小中一貫教育が目的にならないようにということはおもっともなお話でございます。また、小中一貫教育のところでお話させていただきますが、2ページの表にも掲げさせていただきましたように、「学力向上」、「学校生活への適応」が、今、子ども達に一番つけたい効果というか、めざすところでございますので、ここは、各中学校区でも話し合いをしてやっていただきたいと思っています。家庭学習については、これは、まず各校での取組の中に入れるべきかなと思っています。またそのあたりも、家庭学習の習慣化に向けた取組が学力・学習状況調査をいかに活用するかという部分で何度も資料を作ったり、各校にも資料をもとに、各校単位でいろいろな取組を進めて欲しいという話はずっとしてきたんですけども、ここに文章化されていない部分がありますので、そのあたりはまた意識をそこに向けるという意味でも、もう少し何か文章を考えてみたいと思っています。それから、4ページの小中一貫教育の手立てでございますが、実は教育長からもここが弱いと言われており、直さなければならないと思っている部分なので、本当に御指摘のとおりです。一番下の「各中学校区での担当指導主事による支援」ということで、各中学校

区には、主に誰がその中学校区を担当するかというものを考えて、推進で中学校区で推進していきたいと思っているんですけども、それだけではまだまだ弱いと思いますので、また何か御知恵を教えてくださいと思っています。それから、教育委員会として何をなすべきか。もうひとつは、この小中一貫教育は、これをしなさい、あれをしなさいというのではなくて、実態、輝きプロジェクトの方式と同じように、子ども達の実態に合った手法を、各中学校区でしっかり話し合いを持った上で進めていくというのが大きな取り組みの方針ですので、それこそ1年間かけて、しっかり話し合いをして、方針を持って、どんな切り口でどんな方策で、どんな取組をしていくのかというのを中学校区で話し合いをしていきたいなと思っています。メンバーについては、まず、中学校の代表の管理職、校長です。それから、大学の先生にも入っていただきながら、保護者の代表の方とか、いろんな部署の方にも入っていただきながら、進めていく予定です。森脇先生に西橋内中学校区の連携に今年特に関わっていただいた森脇健夫先生に、いろんな支援や切込みをしてもらおうと思っていますので、それからあと、中学校区の代表の方がコアになるかと思っています。

教育長 目標1と、目標2のところはまず、学校の体制づくりを中心に書かせていただいています。そういう学校の体制をつくる中で、中身としては目標3のところ具体的に挙げていますので、ちょっと先に形だけつくってというふうに映ってしまうかもしれませんが、教育振興ビジョンの信頼される学校づくりの推進という枠組みの中で、まず地域と一緒にその小中一貫教育の枠組みをつくっていかうということで、ここで書かせていただいている、その下の教育内容の充実というところへ目標3と掲げていますけれど、実際には目標1、目標2でつくった学校にどういう中身を入れていくかということで書いてありますので、それらを、一緒にたにその2ページは表してあるということで、そういうふうに読み取っていただけるともうちょっと分かりやすいかなと思います。それから、小中一貫教育のその体制づくりについては、今、教育研究支援課長が申しあげましたように、推進委員会を設立するわけなんですけれども、ある程度この委員会で、進捗状況の管理をしていきたいと考えています。方向性とか、各校区に出てきた課題なんかをここで取り上げて、また方向性を示したりということに、この教育委員会が組織する推進委員会は使わせていただいて、実際には各中学校区でその中学校区の推進委員会を開いていただいて、多分、各中学校区の推進委員会の下部組織としていろんな部会が、その中学校区の小学校、中学校の先生が寄って、例えば特別支援教育について議論する部会とか、学力向上についてどの教科でこの中学校区は取り組もうというような部会とか、生徒指導について話し合う部会とか、そういうのが多分、各中学校区

でつくられていけばいいなと思っています。そのスケジュール管理と進捗状況の管理をこの教育委員会がつくる推進委員会でやっていきたいなと思っています。

坪井委員 私は、小中一貫教育を定着させたいがために言っているのです。こういう質問したのはひとつの例であって、学校の先生方はいろんな読み方をされるから、かなり分りやすくというか、浸透させるためにも文章を、練ったほうがいいんじゃないかという意味の意見を言っているのです。私に答えてもらうのではなくて、学校にやってもらうわけですから、中学校区というけど、誰が音頭を取ってやるのか中学校区へ投げかけるのはいいけれど、例えば中学校の校長が主になってやるのか、まだその辺りがぼやっとしているところがあります。そうすると最初進める時は、予算をつけるのは別として、ある程度道筋というか、丁寧に説明とかした方が、割と結果的に動いてもらえるのではないかと思います。

教育研究支援課長 実は、保幼小中生きる力育成ネットワーク事業である程度の連携組織ができていますので、それを使いたいと思います。既存の組織を使って、先程の教育長のお話の中にもありましたように、中学校区の小中一貫教育推進協議会という形に少し進化してくような形になっているので、今もうすでにどの中学校区のどの校長さんが中心になって進めていくか大体決まっています。そのあたりはご心配ありがとうございます。大丈夫だと思っています。ただ、その具体的な、スケジュールであつたりどんな内容でいくのかという今詳細な資料を作成中で、ほぼ完成しつつあるんですが、本当は今日それを出すといいかなと思いつつも、この1枚しか出ていないので、またそのあたりは4月の早々に。

教育長 小中一貫の推進計画の冊子を、教育施策説明会に間に合うように作っているんでしょ。

教育研究支援課長 はい。今、具体的に進めていくための予算の計画だったり、保幼小中生きる力育成ネットワークの事業の計画であつたり、組織づくりに向けた考え方であつたりという資料を今作成中で、今日間に合わなかったのもそのあたりがすみません、申し訳ありませんでした。4月早速にお示しさせていただきたいと思っています。以上です。

中湖委員長 他に御質問等よろしかったですか。

松本委員

松本委員 ちょっと細かいことですが、10ページのところで、下の方で、教育委員会事務局の取組で、「・スクールカウンセラーの小中学校への全校配置」というのは、常勤の方が配置されるのでしょうか。

教育研究支援課長 常勤と言うか、これは、例えば中学校区に2日間何時間とかたちの配置を今年県がかなり、国からの予算もあってかなり増員できた部分です。今は、中学校全部に時間数が違うんですけれども、1週間に1回とか、課題のある小学校には1か月に1回とか巡回して回ってきているんですけれども、それを何らかのかたちで、どこの小中学校にもスクールカウンセラーさんが、月なり週なり何時間か来てもらうということで、常勤とかそういうのではなくて、スクールカウンセラーはもともと1時間の報償金で、何時間とかたちで来てもらっていますので、時間数の差は学校によってありますので、それは実態に合わせて今配置をさせていただいているところです。

松本委員 12ページ、これも教育委員会事務局の取組のところで、「今日的教育課題に応じた研修の充実」の3行目で、「全教職員に対して、体罰禁止の意識の徹底を図ります。」ということなんですけれども、クラブの外部講師みたいな者はいかがでしょうか。

教育研究支援課長 外部講師にかんしましては、実はもう今年度もあったんですけれども、外部講師さんも交えた部活動指導の在り方についてというような研修会を行っております。ただ、それだけ1回やったから十分というわけではありませんので、引き続き校内体制ですとか、外部指導者に対するいろいろな注意喚起とかそういうものを行っていきたいと考えています。

松本委員 あと細かい事なんですけれども、そのひとつ下の、「三重大学との研究連携」の「大学教授等の」は「大学教員等の」方がいいかなと。准教授ではない教授だけという意味にとられるといけないので。これには「等」が付いているので、例えば技官とか技術の職員とか、医師とかお医者さんも含めてということ。

中湖委員長 他にございませんか。

この推進計画は、4月12日の教育施策説明会では訂正して渡していただくわけですね。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 すみません、まだ、若干間違ったりしているところがありますので、もう少し精査をさせていただいて、今いただいた御意見と、それから今まだ課題だったのは、12ページの「つ教師塾」をどうしようというのを松本委員さんとも相談しなければいけないところであったり、それから、13ページの「・武道必修化に伴う備品整備」、これはもう本年度終わっているの、削除したいという部分であったり、少しまだ見直しをしなくてはならないと思っています。15ページの52番、「ブックキャラバン」もうこれは仮称ではなくてこの名前です。仮称を取らなければならないような部分がありますので、最終もう一度チェックをして4月の始めには、学校は動き出すときには、校長さんがいろいろ方針、運営をしっかりと検討する部分と関わってくるので、大体のこの方向だけ教育委員さんに見ていただいて、御意見いただいて、修正して、学校には流させていただきたいと思っています。最終的には、きれいに印刷をして学校に何部ずつか送らせていただきたいと思います。以上です。

中湖委員長 それでは、お願いします。

石井委員

石井委員 2ページの図の中で、点線のところで、家庭と地域が両方から矢印で縦軸の方へ入っていますが、これは、家庭と地域はサポートというかたちの意味でこういうふうに書いてあるのでしょうか。

教育研究支援課長 地域とともに、子ども達を育てていくという意味で、サポートさらにできたらもう少し一緒に育てるみたいな意味合いも含めています。その地域とともにある学校づくりのひとつの方策として家庭と手を結ぶ、一緒になって支援をしていただきますし、ある程度進んだ学校については、参画という形になっています。

石井委員 この矢印が、見るからに学校の方に向かっていますので、サポートかなというふうには取るんですけども、反対に学校側から家庭や地域に教育推進にあたって、何か矢印は向かないのでしょうか。

教育研究支援課長 ありがとうございます。そういった部分もあるかと思いますが、これは、子ども達が自ら意欲的に学ぶ学校づくりを推進するための図に

させてもらいましたので、学校としましては地域に出向いて、地域にいろんな講師になったりすることもあるだろうし、情報発信していくという部分もあるかと思しますので、このあたりはもう少し表現を考えたいと思います。

石井委員 お願いします。

中湖委員長 他に御質問等ありませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第16号 平成25年度津市学校教育推進計画について、原案どおり承認してよろしいですか。

教育研修支援課長 一部修正等もさせていただくということで、すみません。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第16号 平成25年度津市学校教育推進計画について、承認します。

中湖委員長 次に、第17号 津市教育振興ビジョンについて、事務局より説明をお願いします。

教育総務担当参事

教育総務担当参事 議案第17号 津市教育振興ビジョンについて、説明させていただきます。このビジョンは、平成20年12月に策定された津市教育振興ビジョンの基本目標「夢をもち、国際社会に生きる自立した元気なまちづくり」の実現に向けた計画であり、前期基本計画が平成24年度で終了することから、平成25年度から平成29年度までの後期基本計画でございます。これまで、この後期基本計画につきましては、この教育委員会におきまして、何度もお協議いただき、ご意見等ありがとうございました。平成25年第1回教育委員会時に、津市教育振興ビジョン後期基本計画をお渡ししましたので、その後の状況を御説明させていただきます。別紙1を御覧ください。2月の教育厚生委員会協議会での御意見等でございます。意見及びその理由に対し、修正の有無、変更文案、考え方が記載してございます。別紙2を御覧ください。2月18日（月）から3月19日（火）まで実施しましたパブリックコメントによ

る御意見等で、1名の方から28点の御意見をいただきました。これにつきましても、修正の有無等を記載いたしました。次に別紙3を御覧ください。別紙3は、2月の教育厚生委員会協議会、パブリックコメント以外で、第1回教育委員会時にお渡しした計画から内容を修正すべきところを一覧表にしたものでございます。最後に、別紙1・別紙2・別紙3の状況により、修正を行ったものが、議案第17号津市教育振興ビジョン後期基本計画でございます。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第17号 津市教育振興ビジョンについて、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、議案第18号 津市生涯学習振興計画について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事

生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事 議案第18号 津市生涯学習振興計画について、説明させていただきます。この計画は、平成20年12月に策定された津市生涯学習振興計画の基本理念「一人ひとりがきらきら輝く学びのまち『津』をめざして」の実現に向けて取り組んできた計画を見直し、新たに平成25年度から平成29年度までの基本計画として策定したものでございます。これまで、この計画につきましては、津市社会教育委員の会議で御協議いただき、また、この教育委員会におきまして、何度も御協議いただきました。平成25年第1回教育委員会時に、津市生涯学習振興計画（平成25年度～平成29年度）をお渡ししましたので、その後の状況を御説明させていただきます。表になっていますので、資料を御覧ください。計画（案）に対する意見募集の結果については、10ページございます。1名の方に28件の御意見をいただきました。意見に関する考え方を記載いたしました。次の資料は、1月の教育委員会の後、修正した箇所及び理由等を記載しています。また、2月の教育厚生委員会協議会での御意見等でございます。意見及びその理由に対し、修正の有無、考え方が記載してございます。最後に、修正を行ったものが、議案第18号津市生涯学習振興計画(平成25年度～平成29年度)(案)でございます。

内容それから語句の表現、直していないものいろいろありますが、精査したものと直らせていただいております。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第18号 津市生涯学習振興計画について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、議案第19号 第二次子ども読書活動推進計画について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事

生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事 議案第19号 第二次子ども読書活動推進計画について、説明させていただきます。この計画は、平成20年3月に策定された津市子ども読書活動推進計画の基本目標「読書活動が活発なまち「つ」の創造～いつでも、どこでも、本に出会えるまちをめざして～」の実現に向けて取り組んできた計画を見直し、新たに第二次津市子ども読書活動推進計画として策定したものでございます。これまで、この計画につきましては、津市子ども読書活動推進会議で御協議いただき、また、この教育委員会におきまして、何度も御協議いただきました。平成25年第1回教育委員会時に、第二次津市子ども読書活動推進計画をお渡ししましたので、その後の状況を御説明させていただきます。表になっていきますので、資料を御覧ください。計画(案)に対する意見募集の結果については、1名の方に2件の御意見をいただきました。意見に関する考え方を記載いたしました。次の資料は、1月の教育委員会の後、修正した箇所及び理由等を記載しています。また、2月の教育厚生委員会協議会での御意見等でございます。意見及びその理由に対し、修正の有無、考え方が記載してございます。それらを含めましてまとめさせていただいたものが、議案第19号第二次津市子ども読書活動推進計画(案)でございます。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等ございませんか。

松本委員

松本委員 参考までにお聞きしたいんですが、14ページの(6)の「障がいのある子どもの読書活動の推進」のところで①の「すべての子どもに読書活動の機会が提供されるように」とあるんですが、例えば市内の大きな病院があつて、病院に長期に療養している子どもさん達が見えると思うんですけども、そういった方には何か提供の機会というのは現在あるんでしょうか。津市が関わるものなのかどうかもちょっと分からないんですけども、市内の三重病院ですとか、三重大の附属とか。病院との連携ということで。

生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事 ここでは、今おっしゃっていただいたようなことも含めて、それは部署としてどこがするかというのがあるかもしれませんが、やっていくべきことだと思います。計画としては何らかの形で載せるように、提供されるように努めますということでしたと思います。

中湖委員長 他に御質問等ありませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第19号 第二次子ども読書活動推進計画について、原案どおり承認します。

中湖委員長 次に、議案第20号 「岩田橋銅製擬宝珠（いわたばしどうせいぎぼし）」の津市指定文化財の指定について事務局より説明をお願いします。
生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事

生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事 議案第20号、「岩田橋銅製擬宝珠」の津市指定文化財の指定について、説明させていただきます。去る2月21日に開催されました文化財保護審議会におきまして、「岩田橋銅製擬宝珠」の文化財指定にかかる答申がありました。岩田橋銅製擬宝珠は、津藩2代藩主藤堂高次（たかつぐ）によって寛永12年、1635年に岩田橋が架けられ、その欄干に14個の擬宝珠が付けられました。以後、江戸時代では10年から30年程で架け替えられ、明治9年の架け替えで擬宝珠は取り外されたものの、明治35年の架け替えには再度取り付けられ、戦時中、再び取り外されるまで岩田橋のシンボルでした。戦時中の混乱のなか、多くが紛失し、現在4個を確認するのみです。資料の8ページを御覧ください。こちらに、戦前の旧岩田橋の様

子がわかる絵葉書の写真があります。これが擬宝珠が取り付けられていた状態です。形状は、円筒形の胴部と宝珠状の部分からなり、1個のみ宝珠状の部分がありません。高さは約710mm、胴部は直径が、約350mm、重量は重いもので約2,800gです。資料の9ページから12ページに4個それぞれの写真があります。それぞれ、擬宝珠には胴部に刻まれた銘文があり、「勢州安濃津（ぜいしゅうあのとつ） 岩田橋 寛永（かんえい） 十二乙亥年（きのといのとし） 十一月吉日 大鑄師（だいいもじ） 辻但馬守（たじまのかみ） 吉種（よしたね） 辻越後守（えちごのかみ） 重種（しげたね）」と鑄造された後にハガネで刻まれています。1個のみ資料11ページの擬宝珠には「明治三十五年 十月架換」の銘文が追刻されております。これは、明治35年の架け替えのときに、再度取り付けることになったので、この銘文が刻まれています。擬宝珠の製作技術面からは、この形状・サイズのものとして、大きな補鑄もなく一鑄で形成してあることは、初期の辻鑄物師（いもじ）の高い技術と、もの作りに対する高い意識を物語っているとされ、辻吉種・重種兄弟の現存する数少ない作例と考えられ、辻鑄物師の初期の作品として貴重なものです。さらに、岩田橋という津の町を代表する橋に設置されていた擬宝珠で、町の歴史を考える上でも重要なものと考えられることから、今回、文化財保護審議会よりこのような、指定に係る答申が建議されました。なおこの擬宝珠ですが、津市埋蔵文化財センターの特別収蔵庫で現在は保管しています。「個」という数え方をしましたが、これは、現在、欄干に取り付けられていませんので、「個」ということばで表しておりますが、取り付けられている場合は、1「基」というふうに表示します。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第20号 「岩田橋銅製擬宝珠」の津市指定文化財の指定について、原案どおり承認します。